

先進的デジタル技術活用実証プロジェクト補助金 公募に係るFAQ

(令和8年4月24日現在)

1. 事業・公募内容について

| ご質問 | | 回答 |
|-----|----------------------------------|--|
| 1-1 | デジタル技術はどのようなものを想定していますか。 | 一般的に知られているデジタル技術として、次のようなものを想定しておりますが、下記に限らずご提案をお受けします。 AI、IoT、ロボット、5G 自動運転、ドローン、VR など |
| 1-2 | 本事業で求める実証プロジェクトのイメージはどのようなものですか。 | 多くの県内中小企業が抱える課題の解決に資するものであり、他の県内中小企業で広く活用が見込まれる、デジタル技術を駆使した新たな製品やサービスの開発を行う実証事業です。 |
| 1-3 | 本事業の実施期間はいつまでですか。 | 令和9年2月末までです。 |
| 1-4 | 募集の締切はいつまでですか。 | 募集締切は、令和8年5月29日（金）の午後5時までです。募集締切までに、ちば電子申請サービスにより、提出書類の提出をお願いします。 |
| 1-5 | 何件程度の採択を予定していますか。 | 事業予算（3,000万円）の範囲内での採択を予定しております。なお、1件当たりの最大補助額は1,000万円です。 |
| 1-6 | 2次公募はありますか。 | 現在のところ予定しておりません。 |
| 1-7 | 工場の生産性向上の取組は補助の対象になりますか。 | デジタル技術を活用した先進的な取組であれば、対象になり得ます。 ただし、既にあるシステムやデジタルツールの導入のみでは対象となりませんのでご注意ください。 |

2. 応募要件について

| ご質問 | | 回答 |
|------|--|---|
| 2-1 | 1社単独の応募は可能ですか。 | 1社単独での応募はお受けできません。県内の中小企業を含む連携体での応募が必須となります。 |
| 2-1 | 個人の応募は可能ですか。 | 個人からの応募はお受けできません。連携体に参加するメンバーは全て法人である必要があります。 |
| 2-3 | 連携体に参加するメンバーの数に制限はありますか。 | 2社以上であれば、制限はありません。 |
| 2-4 | 大企業の応募も可能ですか。 | 可能です。ただし連携体として県内中小企業を1社以上含めて頂く必要があります。 |
| 2-5 | 申請の代表者は、県内中小企業である必要がありますか。 | 代表者は県内中小企業である必要はありません。連携体の中で代表者を決めて頂き、代表者が申請をして下さい。大企業、県外企業でも可能です。 |
| 2-6 | 大学が、申請の代表者になることはできますか。 | できません。申請の代表者は、企業に限ります。 |
| 2-7 | 市町村を連携体を含めることはできますか。 | できます。ただし、本補助金は、県内中小企業で広く活用が見込まれる、中小企業向けの新しいデジタル製品、サービスの開発を行う事業を求めていることにご留意ください。 なお、連携体に市町村を含める場合、市町村からも誓約書（第2号様式）の提出が必要です（市町村に限り、役員等名簿（第3号様式）は不要とします）。 |
| 2-8 | 1社で複数の提案をすることは可能ですか。 | 可能です。 |
| 2-9 | 1社で複数の提案を行う場合、申請や企画提案書は別々に作成するのですか。1つの申請にまとめても良いのですか。 | それぞれ別に申請、企画提案書の提出をお願いします。提案書ごとに、採否を検討します。 |
| 2-10 | 申請するプロジェクトについて、同一の内容で国や他の補助金・競争的資金を受けていますが、申請可能ですか。 | 完全に同一の内容で、国や他からの補助金等を受けた（あるいは受けている）事業は、本事業の補助対象とはなりません。 ただし、過去の事業と類似した内容であっても、仕様の変更や新たなフィールドでのチャレンジなど相違点がありましたら、対象となり得ます。 |
| 2-11 | 「ちば地域産業創出実証プロジェクト補助金」（千葉県商工労働部経済政策課所管）と同一の内容で申請することは可能ですか。 | 同一内容で申請することはできません。 |

3. 加點評価の対象となるテーマ（課題）について

| ご質問 | | 回答 |
|-----|---|---|
| 3-1 | 自社の提案がテーマ（課題）に該当するかどうか分かりません。どのように判断すればよいですか。 | テーマへの該当性は、原則応募者ご自身でご判断ください。課題①・②の趣旨に沿った内容のプロジェクトであれば、加點対象となる可能性があります。 |
| 3-2 | テーマ（課題）に該当しないと応募できませんか。 | 応募は可能です。テーマに該当しない場合は、テーマ適合性に関する加點の対象外となり、その他の審査項目に基づいて評価されます。 |
| 3-3 | 課題①・②の両方に該当する場合、加點は2倍になりますか。 | 複数テーマに該当しても加點は重複しません。 |
| 3-4 | 「想定するプロジェクト例」以外での応募は可能ですか。 | 例はあくまで参考であり、同一である必要はありません。テーマの課題解決に資する内容であれば対象となります。 |

4. 補助対象経費について

| ご質問 | | 回答 |
|-----|-------------------------------|---|
| 4-1 | 交付決定前に発生した経費も対象になりますか。 | 対象になりません。交付決定日前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外です。 |
| 4-2 | 消費税も補助対象経費となりますか。 | 対象になりません。補助対象経費は、補助事業に要する経費から消費税を控除した金額です。 |
| 4-3 | 上限1,000万円を大幅に下回る申請でも問題ありませんか。 | 事業実施が可能であれば、1,000万円を大幅に下回る計画でも問題ありません。ただし、申請の下限額を100万円（税抜）としておりますので、100万円未満の申請はお受けできません。 |
| 4-4 | 機器や備品の購入は認められますか。 | 補助事業の実施に必要な機器、器具については、原則リースとして下さい。リースが不可能な場合に限り、購入に要する経費も補助対象とします。 |
| 4-5 | 外部委託は認められますか。 | 外部に委託する場合の経費についても補助対象としております。ただし、以下をご注意ください。 ①補助事業の中核をなす部分を委託することは認めません。 ②経費全体に対する外部委託費の割合は50%以下として下さい。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 4-6 | 外部委託の「外部」とは何を指しますか。連携体の中で業務を委託する際は、外部委託となりますか。 | 外部委託の「外部」とは、連携体の外部に業務を委託する場合を指します。 連携体の内部での発注等については、外部委託には含まれません。 |
| 4-7 | 精算金額の検査はどのように行いますか。 | 経費の支払いについて証明できる書類（領収書、納品書、給与支払い証明書、業務日報、銀行通帳の写し等）の確認を実施する予定です。 |
| 4-8 | ▲▲▲は何費に該当しますか。 | 募集要領に対象経費の説明を記載しておりますので、応募者ご自身でご確認いただき、ご判断ください。 |
| 4-9 | 連携体の中に市町村などの公的機関を含める場合、市町村職員等の人件費は補助対象になりますか。 | 市町村などの公的機関の職員に対する人件費は原則補助対象外とします。 なお、補助事業者が直接実施できないもので、公的機関に製品・サービスの開発に必要な業務の一部を委託する経費は、公的機関を連携体の構成メンバーとしない上で、外部委託料として計上することは可能です。 |

5. 知財について

| ご質問 | | 回答 |
|-----|----------------------|---|
| 5-1 | 知的財産の取扱いはどのようになりますか？ | 本実証プロジェクトについて発生した知的財産権については、申請者、連携体のメンバーに帰属します。 |

6. 選考方法・評価基準について

| ご質問 | | 回答 |
|-----|-----------------------|---|
| 6-1 | 交付決定はいつ頃を予定していますか。 | 7月上旬頃の交付決定を予定しております。応募件数によってスケジュールが多少変更となる可能性があります。 |
| 6-2 | 審査選定について、どのように行うのですか。 | 選定については2段階に分けて実施する予定です。 ①書類審査（1次） 応募時にご提出頂いたエントリーシート及び補足資料等の内容をもとに、審査を行います。 ②書類審査（2次） 書類審査（1次）通過者を対象に、外部委員等による書類審査を行い、採択案件の選定を行います。 |

| | | |
|-----|-----------------------|--|
| 6-3 | どのような項目を重視して評価するのですか。 | 下記の項目について評価を行う予定です。 【基本事項】 事業の実施体制 事業の費用対効果 実現性 【企画提案】 デジタル技術の先進性・独自性 県内企業等、地域経済への波及効果 市場性・将来性 テーマ適合性 |
| 6-4 | 審査はどのような方がするのですか。 | 具体的な所属や役職は公表を控えさせていただきますが、外部の有識者を含め構成した審査委員にて審査を行う予定です。 |
| 6-5 | 審査結果の通知はどのようにされるのですか。 | 審査結果は、応募者全員に文書で通知します。メールや電話による合否に関するお問合せには回答できかねますので、ご承知おきください。 |

7. その他

| ご質問 | | 回答 |
|-----|------------------------|--|
| 7-1 | 採択されたプロジェクトは公開されるのですか。 | 採択案件決定後に、プロジェクトメンバーの名称、採択プロジェクトの名称・概要を公表させていただきます。採択プロジェクトの名称や概要を非公表とすることはできません。 プロジェクトの成果について、事務局が実施する成果報告会での発表や成果事例集への掲載など、協力を求める場合があります。 |